

契約解除

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

クーリング・オフの手続きの手順

- ① 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

- ② ハガキに書いて、両面をコピーします。
コピーは大切に保管してください。

- ③ ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

- ④ 支払ったお金は、全額返金を要求できます。
商品の引き取り料金は事業者負担です。

ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 ○〇〇〇
契約金額 ○〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社 xxxx□□営業所
担当者△△△△△

支払った代金○〇〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 ○〇〇〇

クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等) 8日間
 - ・電話勧誘販売 8日間
 - ・連鎖販売取引(マルチ商法) 20日間
- ◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。 ◆消耗品(化粧品、健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。
- ・特定継続的役務提供(エステティックサロン、語学教室等) 8日間
 - ・業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法) 20日間
 - ・訪問購入(いわゆる訪問買取) 8日間

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

•お近くの消費生活相談窓口へはこちら→ 消費者ホットライン ☎ 188

•茨城県消費生活センター (〒310-0802 茨城県水戸市樋町1-3-1 水戸合同庁舎内)
※土・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活相談 ☎ 029-225-6445 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時
日曜日(電話相談のみ) 午前9時～午後4時



消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。

これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか?
困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン



アノ手、コノ手の悪質商法にご用心



お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン ☎ 188



こんなことがあつたら狙われているカモ…！ 困つたら、一人で悩まずすぐ相談！

【マルチ商法・マルチまがい商法】



会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。入会後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法も増えています。

カモにならないために

- 「必ずもうかる」といったウマイ話は信じない！
- 友達から誘われて、断るのが気まずくても、きっぱりと断る！

こんな目にあつてしまふカモ…

- 実際は誰も加入させられず、商品を購入するためのローン（借金）だけが残ることも！
- 知人・友人を勧説する仕組みのため、今度はあなた自身が加害者に…

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。

カモにならないために

- 「あなただけ特別！」と勧説されても、その場の雰囲気で契約を結ばないで！
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

こんな手口にも注意！

就職活動のアンケートに答えると、後日、「無料セミナーを受けないか」と呼び出され、セミナー終了後、高額な講座を強引に契約させられる。

【アポイントメントセールス】



【架空請求・不当請求】



「支払わないと法的手続きをります」などと根拠のないSMSを送り付けて連絡させようとする架空請求が多発。

アダルトサイトなどでクリックしたら「登録完了」などの表示が出て、高額な料金を請求されるワンクリック請求もあります。

カモにならないために

- 慌てて、電話やメールをしない。
- 身に覚えのない請求には、応じない。
- 受信・着信拒否設定などの対策をとる。

こんな目にあつてしまふカモ…

- 慌てて連絡すると、自分の個人情報を教えることになり、次々と連絡が来る。
- 一度でも支払うと、さらに支払いを請求してくれる。

【ネット広告等をきっかけとしたトラブル】



事例

人気モデルが「おススメ」と言っているSNS広告を見て、化粧品を購入した。1回だけのつもりが定期購入で、解約できないと言われた。

カモにならないために

- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 本来の目的と違う内容の契約を勧められた時は、その場の雰囲気で安易に契約しない。

これだけは覚えておこう！

「絶対もうかる」「格安」など、ウマイ話を安易に信用しない！

悪質商法カモ？と思ったら、消費生活センターへ相談！

経験豊かな相談員が、解決のお手伝い！

困つたら、一人で悩まずすぐ相談！